

右之通り、御料者御代官、私領者領主地頭より可觸知者也。

閏九月

右之通、可被相觸候、

明和五戊子年六月廿二日

松平右近少監殿

御渡

松平攝津守殿

大目付

江

御目付

此度於長崎、龍腦和製被仰付候間、持渡り同様可致通用候、依之別紙名面之通於長崎表、唐和龍腦座相建、江戸京大坂三ヶ所取次を定、改め印形いたし可賣渡候、尤藥種、香具屋座賣龍腦買請、小賣いたし候義は、可爲勝手次第事、
右之趣、國々江可觸知者也、

子六月

〔大成令^{六十七}藥種〕寶永元申年八月

一辰砂商賣之儀、只今迄、朱と辰砂紛候而致商賣候故、朱之商賣を妨候間、向後藥種屋に而辰砂商賣相止、前々之通、生之辰砂計賣可申候粉に致拵候辰砂は、彌以致商賣間鋪候、長崎に而は、朱辰砂ともに、不殘朱座江買取候間、自今以後、生之辰砂藥種屋に而賣候儀も、朱座より生之辰砂を買取小賣は、藥種屋に而も可仕候、且又只今迄、藥種屋に有之候粉にいたし拵候辰砂之分は、員數書付朱座江可差出候、但持合候生之辰砂も、朱座江一通り改を請可申候、
右之通被仰出候間、可相守者也、